

個人事業主の皆様へ

記帳・税務のご相談は商工会議所へ

ー経営支援メニューがさらにパワーアップしました!ー

正しく記帳をすることは、自社の経営を把握する上でとても大切です。福岡商工会議所 税務相談所では、福岡市内の個人事業主の方を対象に、帳簿の付け方から決算申告書類の作成まで、継続的な個別指導を行っています。また、各種会計ソフトを使った記帳に関するご相談やインボイス制度に関するご相談も承っています。

帳簿の付け方を学びたい方や税務関係でお困りの方は、当所 税務相談所をぜひご利用ください。

サポート内容 福岡商工会議所税務相談所では、以下のサポートを有料で行っています。

記帳指導

指導員が窓口又は自宅・事業所に訪問し、帳簿の付け方を個別指導します。会計ソフトから、クラウド会計、Excel等様々な帳簿のご相談にも応じています。

対象 福岡市及び近郊の個人事業主
(当所会員限定)

費用 月額3,300円(税込)～
※所得等により設定

申込期間 毎年4月～12月まで
※1～3月は加入できません

確定申告指導

決算書作成から所得税・消費税の確定申告書の作成まで指導をします。作成した確定申告書は、専任税理士の確認後に、当所からe-Taxで税務署に送付することができます。

対象 有料記帳指導を受けている個人事業主

費用 所得税の決算申告: 4,400円(税込)～
消費税の決算申告: 16,500円(税込)～
※前年所得または課税売上により設定

源泉所得税 納付手続

記帳指導を受けている事業者で従業員給与等の源泉所得税納付をする必要がある事業所については、事務手続きの指導も行っていきます。

ご利用のメリット

- ✓ 個別指導で、一人ひとりに応じたきめ細かなサポートを行います
- ✓ 年末調整や所得税・消費税の確定申告まで一貫した指導で安心です
- ✓ 確定申告書は、専任税理士の確認後、当所からe-Taxで税務署に送りますので、書類提出の手間が省けます
- ✓ 税務相談以外にも、融資や補助金等の経営に関するご相談について会議所全体でサポートします

このような方におすすめ!!

- 経理事務を自力でしたい
- 青色申告特別控除を受けたいが帳簿のつけ方が不安
- 会計ソフトを導入したが、仕訳でつまづいてしまった
- クラウド会計で効率化したい



記帳指導までのフロー

①ご相談

まずは相談窓口や電話でご相談ください。



②ヒアリング

記帳状況等のヒアリングを行います。



③指導方針の共有

今後の指導の進め方等について確認を行います。



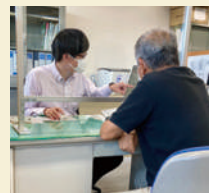
④ご入会・お申し込み

記帳指導にあたって必要な「記帳指導申込」の手続きを行います。非会員の方は、あわせて「福岡商工会議所会員」への入会手続きが必要です。
※会員入会、記帳指導には料金が発生します。



⑤記帳指導開始

手続き完了後、記帳レベルに応じた記帳指導を開始します。



Point

**会計ソフト
(弥生会計等)の
利用をお勧めします**

帳簿の作成については、会計ソフトを利用することで様々なメリットがあります

- ▶ 入力した仕訳から自動で複数の帳簿を作成することができます
- ▶ 会計業務にかかる手間と時間を減らすことができます
- ▶ 入力した仕訳から自動で集計するため、帳簿作成に関する計算間違いのリスクを減らすことができます

※会計ソフト以外を利用した記帳指導も行っています